

成年後見・相続・遺言のお話

高齢期の「万が一」にそなえる

「万が一」にそなえ、今やっておくべきことは何か？ 何から手をつけるべきか？ 成年後見（法定後見、任意後見）、相続、遺言の支援に豊富な経験をもつ講師の話参考に、あなたの憂いを解消し、安心の最期に向けて、今そなえ始めてください。

※講演会終了後には「個別相談会」も実施します。この機会にぜひご活用ください。

講師

金原 和也（かなはら かずや）

一般社団法人 成年後見普及協会理事、成年後見等に関する一般市民、行政、医療・福祉等関係者からの相談対応、普及啓発、研修事業等に従事。任意後見契約、相続、遺言等の手続きの支援を多数行っている。

著書に『法人後見のてびき』（共著、日本加除出版、2017年）

日程・場所

	日 時	場 所	定 員	申込み〆切
第1回	令和4年12月13日（火） 13:30～15:30 講演会 15:30～17:00 個別相談会	白井市保健福祉センター3階 団体活動室 相談室	事前の申込み順 30名 4組（1組30分程度）	12月9日 （金）
第2回	令和5年1月21日（土） 13:30～15:30 講演会 15:30～17:00 個別相談会	白井市保健福祉センター3階 団体活動室 相談室	事前の申込み順 30名 4組（1組30分程度）	1月18日 （水）

※講演は2回とも同じ内容です。

※新型コロナウイルス感染症対策のため事前予約制です。

※相談会は講演会の講師、成年後見なし坊あんしんサポートの社会福祉士等が対応します。

問合せ ☎ 047-497-3484

白井市高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

申込み ☎ 047-404-7428

NPO法人成年後見なし坊あんしんサポート

mail : nashibo7428@yahoo.co.jp

参加無料

お申込みに際しては……

○ご希望の講演会、相談会の日程、お名前、ご住所、ご連絡先をお伝えください。

○相談希望の方はかんたんな相談内容を添えてください。

「万が一」にそなえる豆知識

成年後見制度

……認知症、知的障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護・支援する制度。種類として法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度

主治医の意見に基づいて家庭裁判所が以下の3つの類型に「審判」します。①後見…判断能力が欠けているのが通常の状態の人、②保佐…判断能力が著しく不十分な人、③補助…判断能力が不十分な人。また、後見人（保佐人、補助人）は家庭裁判所が選任します。

任意後見制度

元気なうちにあらかじめ任意の契約によって将来の後見人をきめておく制度です。契約書は公正証書として保管され、判断能力が低下してきたときに、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、後見がはじまります。後見の契約と同時に、死後事務委任契約（葬儀・埋葬の事務委任）と遺言も公正証書にしておくとお心です。

相続・遺言

- ・遺言がないときは、民法で相続人の相続分が定められているので、これに従って遺産を分けることになります。（法定相続）
- ・民法は、抽象的に相続分の割合を定めているだけなので、相続人全員で遺産分割の協議をする必要があります。
- ・遺言は、遺言者自らが、自分の残した財産の帰属を決め、相続をめぐる争いを防ぐことが主たる目的となります。
- ・遺言は、①公正証書遺言 ②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言の3種類があります。